

(別紙4)

医療従事者標準数計算方法

A	: 1日平均入院患者数	計
B	: 診療科別1日平均外来患者数	計
C	: 診療科別1日平均入院患者数	(歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科)
C'	: 診療科別1日平均外来患者数	(歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科)
D	: 診療科別1日平均外来患者数	(耳鼻咽喉科、眼科、精神科)
G	: 1日平均入院新生児数	
H	: 1日平均外来患者に係る取扱処方せん数	
I	: 1日平均入院患者数	一般
J	: 1日平均入院患者数	療養
K	: 1日平均入院患者数	精神
L	: 1日平均入院患者数	結核
M	: 1日平均入院患者数	感染症
N	: 1日平均調剤数	計

★ 医 師

(1) 標準

$$\left(A - C - (J + K) + \frac{J}{3} + \frac{K}{3} + \frac{B - C' - D}{2.5} + \frac{D}{5} - 52 \right) \div 16 + 3$$

(2) 特定機能病院

$$\left(A - C + \frac{B - C'}{2.5} \right) \div 8$$

(3) 大学付属病院（特定機能病院及び精神病床のみ有する病院を除く）又は100床以上の病院 (内科・外科・産婦人科・眼科・及び耳鼻咽喉科を含み、精神病床を有する病院)

$$\left(A - C - J + \frac{J}{3} + \frac{B - C' - D}{2.5} + \frac{D}{5} - 52 \right) \div 16 + 3$$

(4) 療養病床が全病床数に占める割合が100分の50を超える病院

(1) 標準、(3) 大学付属病院（特定機能病院等を除く）又は100床以上の病院
の計算式における「 $(\dots - 52) \div 16 + 3$ 」を「 $(\dots - 36) \div 16 + 2$ 」とします。

(5) 歯科専門の病院

「0」

○計算規則

1. 各口単位（黄色囲み）の計算結果は、小数点第2位以下を切り捨てます
2. $(\dots - 52)$ または $(\dots - 36)$ の計算の結果が「0」以下の場合は、 $(\dots - 52)$ または $(\dots - 36)$ の計算の結果は「0」になります
3. 入院、外来とも0 ($A=0$ かつ $B=0$) の場合は「3」とします。ただし、療養病床の病床数の全病床数に占める割合が100分の50を超える病院、もしくは転換病床のみを有する病院については「2」とします。

○計算規則（医師配置標準の特例措置について）

医師配置標準の特例措置に係る許可がなされている場合、医師の標準数は次のようになります。

$$(1) \sim (5) \text{のいずれかの算定式で求めた医師標準数} \times 0.9$$

ただし、医師3人という最低の員数は下回らないものとします。また、療養病床の病床数の全病床数に占める割合が100分の50を超える病院、もしくは転換病床のみを有する病院については2人以上とします。

注) なお、許可日から3年間有効となります。

★ 歯科医師

(1) 歯科専門の病院以外の病院

$$\frac{C}{16} + \frac{C'}{20}$$

(2) 歯科専門の病院

$$\frac{C-52}{16} + 3 + \frac{C'}{20}$$

(3) 特定機能病院

$$\frac{C}{8} + \frac{C'}{20}$$

(4) 歯科等の入院及び外来患者がない場合

「0」

○計算規則

計算規則1. 各□単位（黄色囲み）の計算結果は、小数点第1位を切り上げた整数値となります。

計算規則2. CまたはC'が「>0」で、最終結果が「0」の場合は「1」となります。

計算規則3. 各回単位（水色囲み）の計算結果が「<0」の場合は、計算結果は「0」となります。

計算規則4. 各回単位（水色囲み）の計算結果が「0」の場合で、計算規則1を行う前の値が「>0」の場合は、計算結果は「1」となります。

★ 薬剤師

(1) 標準

$$\frac{I}{70} + \frac{L}{70} + \frac{M}{70} + \frac{J}{150} + \frac{K}{150} + \frac{H}{75}$$

(2) 特定機能病院

標準数	N
	80

必要数	A
	30

(3) 大学付属病院（特定機能病院等を除く）又は100床以上の病院（内科・外科・産婦人科・眼科・及び耳鼻咽喉科を含み、精神病床を有する病院）

$$\frac{I}{70} + \frac{K}{70} + \frac{L}{70} + \frac{M}{70} + \frac{J}{150} + \frac{H}{75}$$

○計算規則

計算規則1. 各口単位（黄色囲み）の計算結果は、小数点第2位以下を切り捨てます。

計算規則2. 最終結果は、小終点第1位を切り上げた整数値となります。

計算規則3. 計算結果が「0」の場合は「1」となります。

★ 看護師

(1) 標準

$$\left(\frac{J}{4} + \frac{K}{4} + \frac{L}{4} + \frac{I+G}{3} + \frac{M}{3} \right) + \frac{B}{30}$$

(2) 特定機能病院

$$\frac{A+G}{2} + \frac{B}{30}$$

(3) 大学付属病院（特定機能病院等を除く）又は100床以上の病院（内科・外科・産婦人科・眼科・及び耳鼻咽喉科を含み、精神病床を有する病院）

$$\left(\frac{J}{4} + \frac{L}{4} + \frac{I+G}{3} + \frac{K}{3} + \frac{M}{3} \right) + \frac{B}{30}$$

○計算規則

計算規則1. 各口単位（黄色囲み）の計算結果は、小終点第2位以下を切り捨てます

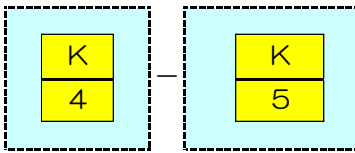
計算規則2. 各回単位（水色囲み）の計算結果は、小終点第1位を切上げた整数値となります

計算規則3. 各回単位（水色囲み）の計算結果が「0」の場合で、計算規則2を行う前の値が「>0」の場合は計算結果は「1」となります。

計算規則4. 最終の計算結果が「0」の場合は「1」となります。

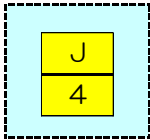
○計算規則（精神病床を有する病院）

精神病床を有する病院については、以下の人数を「看護補助者」とすることができます。



★ 看護補助者

(1) 標準



○計算規則

計算規則 1. 各回単位（水色囲み）の計算結果は、小数点第1位を切上げた整数値となります

計算規則 2. 各回単位（水色囲み）の計算結果が「0」の場合で、計算規則 1 を行う前の値が「> 0」の場合は、計算結果を「1」とします。

★ 栄養士

(1) 許可病床数の合計が100以上の場合

「1」

(2) 許可病床数の合計が100未満の場合

「0」

★ 管理栄養士

(1) 特定機能病院

「1」